

第4部—本質的な派生

第40条 本質的に派生するとの宣言の申請

- (1) 次の場合、原品種の植物育成者権の権利者は、第二の品種が原品種に本質的に派生するとの宣言の申請を、局長に対して書面で成すことができる。
- (a) ある人が、ある特定の植物品種（原品種）の植物育成者権の権利者である場合、かつ、
- (b) 他の人が、他の植物品種（第二の品種）の植物育成者の権利者であるか、又は出願をしている場合、かつ、
- (c) 原品種における植物育成者権の権利者が、第二の品種が、4条で意図される範囲内の、原品種の本質的派生品種であると確信をする場合、かつ、
- (d) 原品種が、それ自身、植物育成者権が付与された他の品種の本質的派生品種であるとの宣言がなされていない場合。
- (2) 本条においては、受理はされたが最終的な決定はされていない、他の人による第二の品種における植物育成者権の出願に関して、原品種の植物育成者権の権利者が、次のことをしてはならないということを暗示するものではない。
- (a) 35条の下に、第二の品種における植物育成者権の付与について異議を成すこと、及び、
- (b) 代わりに、第二の品種において植物育成者権が他の人に付与される場合—(1)項の下に、当該第二の品種が当該原品種に本質的に派生する、との宣言の申請をすること。
- (3) 第二の品種が：
- (a) 植物育成者権の出願の対象であり、かつ、
- (b) 本質的に派生する、との宣言の申請の対象でもある場合、局長が、植物育成者権の当該出願に権利を付与すると決定しない限り、かつ決定するまで、
- (c) 局長は、本質的に派生するという宣言をしてはならず、但し、
- (d) 局長は、自己の判断で、
- (i) 植物育成者権の出願と、本質的に派生するという宣言の申請との両方を、同時に審査し、及び、
- (ii) 本質的に派生するという宣言の申請を審査するためだけに—当該品種の植物育成者権の出願人を、植物育成者権の権利者として取扱うことができる。
- (4) 本質的に派生するという宣言の申請は、次の通りにしなければならない。
- (a) 書面によること、かつ、
- (b) 承認書式によること、かつ、
- (c) 承認書式内で定められた様式で局長に提出されること、かつ、
- (d) 申請に関する、規定された手数料を伴うこと。
- (5) 申請は、当該書式にて要求されるように、第二の品種が原品種の本質的派生品種であ

ることを、一応の証明のある事案として確立することに関連する情報を含まなければならない。

(6) 原品種自体が、他の品種に本質的に派生すると宣言されている場合、局長は、第二の品種が本質的に、

(a) 原品種に派生すると宣言することを拒否しなければならない、さらに、

(b) 書面で、当該宣言の申請者に、その結果について通知をし、当該決定の理由を申請者に付与しなければならない。

(7) 原品種についてかかる宣言がなされていない場合、当該申請に基づいて、局長が、第二の品種が原品種の本質的派生品種である旨を一応の証明のある事案として確信するかどうかを、局長が決定しなければならない。

(8) 局長が、一応の証明のある事案であると確信をする場合、局長は以下のことをしなければならない。

(a) 局長が、かかる確信をすることを、当該申請者と、第二の品種における植物育成者権の権利者ともに通知し、かつ、

(b) かかる通知の後 30 日以内、又は局長が許可する更に長い期間内に、当該権利者が、第二の品種が原品種の本質的派生品種ではないことを立証しない限り、局長は、当該期間の終わりに、第二の品種が本質的派生品種であることを宣言することになる旨を、第二の品種における植物育成者権の権利者に対して通知する。

注：本項の下での、30 日の期間を延長しないとする決定については、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

(9) 局長が、一応の証明のある事案であると確信をしない場合、局長は、当該申請者に、書面で、その結果を知らせ、かつ、当該決定の理由を付与しなければならない。

(10) 局長が、次のことを考慮した後、

(a) 第二の品種における植物育成者権の権利者によって提示された情報、及び、

(b) 41 条に従って実施された試験栽培から得られた情報、及び、

(c) 局長によって得られた他の関連する情報

第二の品種における植物育成者権の権利者が、一応の証明ある事案たることに反証をしたと局長が確信できない場合、局長は、次のことを成さなければならない。

(d) 書面により、第二の品種が原品種の本質的派生品種であることを宣言し、かつ、

(e) 原品種における植物育成者権の権利者に対する書面による通知によって、当該権利者に宣言を告げ、かつ、

(f) 第二の品種における植物育成者権の権利者に対する書面による通知によって、当該権利者に宣言を告げ、さらに一応の証明ある事案たることに反証をしたと確信ができなかった理由を記述しなければならない。

(11) (10) (a)、(b) 又は (c) 項の情報を考慮した後、局長が、第二の品種における植物育成者権の権利者が、一応の証明ある事案たることに反証したと確信する場合、局長は次の

ことを成さなければならない。

- (a) 原品種における植物育成者権の権利者に対する書面による通知によって、局長がかかる確信をしたことを当該権利者に対して告げ、かかる確信をした理由を記述すること、かつ、
 - (b) 第二の品種における植物育成者権の権利者に対する書面による通知によって、権利者に対して、局長がかかる確信をなしたことを告げる。
- (12) 第二の品種が原品種に本質的に派生するという宣言が効力を有する間、19 条は、第二の品種に関して、以下のように適用される。
- (a) 当該条における権利者とは、当該品種（第二の品種）に関して、当該品種における植物育成者権を保有する人と、原品種における植物育成者権を保有する人とのことであり、かつ、
 - (b) 19 条(4)項における植物育成者権の付与後 2 年とは、本質的に派生するという宣言が同時に又は後に成されるか成されないかを問わず、第二の品種における植物育成者権の付与後 2 年のことであり、かつ、
 - (c) 原品種における植物育成者権を保有する他の人、又は、第二の品種における植物育成者権を保有する人が、19 条(1)項の要求に従って第二の品種を公に利用可能にすることについて協力しないことは、当該権利者が当該項の要求に従わないことである。

注：本項の下での、植物品種が本質的に派生すると宣言する又は宣言しない旨の決定については、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

第 41 条 本質的に派生するとの宣言の申請に関連した試験栽培

- (1) 次の場合、局長は、原品種における植物育成者権の権利者、及び、第二の品種における植物育成者権の権利者の双方に、その決定についての通知をしなければならない。
- (a) ある植物品種（原品種）における植物育成者権の権利者が、他の品種（第二の品種）が原品種の本質的派生品種であるとの宣言を申請する場合で、かつ、
 - (b) 当該申請の過程で、原品種における植物育成者権の権利者が、第二の品種が本質的に派生するものであることを、一応の証明のある事案として確立する場合で、かつ、
 - (c) 原品種における植物育成者権の権利者と、第二の品種における植物育成者権の権利者により提供された情報に基づき、局長が、試験栽培又は再試験栽培が、当該一応の証明のある事案が反証されたか否かを決定するために必要であるとの見解に達する場合。

注：本項の下での、試験栽培を要求する決定については、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

- (2) 当該通知は、局長が試験栽培を手配可能なように、次のことを要求しなければならない。
- (a) 原品種における植物育成者権の権利者が、局長に対して、当該品種の十分な植物体

- 又は十分な繁殖素材、及び必要な情報、を提供すること、及び、
- (b) 第二の品種における植物育成者権の権利者が、局長に対して、当該第二の品種の十分な植物体又は十分な繁殖素材、及び必要な情報、を提供すること。
- (3) 試験栽培が終了した後、試験栽培で使用されたか試験栽培により生じた当該品種の繁殖素材で持ち運び可能なものは、試験栽培の目的で当該品種の繁殖素材を提供した人に引き渡さなければならない。
- (4) 試験栽培に伴う費用は全て、当該試験栽培が、本質的な派生に関する一応の証明のある事案を反証する方向に導いたか否かにかかわらず、当該試験栽培なしには、本質的な派生に関する一応の証明のある事案を反証できなかった人によって、支払われなければならない。
- (5) 局長が、試験栽培又は再試験栽培を要求する場合、40 条(8)項は、当該項におけるかかる通知の後 30 日とは、当該試験栽培の結果の通知の後 30 日のこととして、効力を示す。

第4章—植物育成者権の付与と取消

第1部—植物育成者権の付与

第43条 登録可能な植物品種

- (1) 本法律の目的に照らして、植物育成者権の出願が成された植物品種は、以下の場合に登録可能である。
- (a) 当該品種が育成者を有し、かつ、
 - (b) 当該品種に区別性があり、かつ、
 - (c) 当該品種に均一性があり、かつ、
 - (d) 当該品種に安定性があり、かつ、
 - (e) 当該品種がこれまで利用されたものではない、又はごく最近に利用が開始されたものである場合。
- (2) 本条に関しては、その存在が周知のこととなっている他の如何なる品種とも明確に区別できる場合には、当該品種は区別性がある。
- (3) 本条に関しては、その繁殖に関するある特定の素性から予測されうる範囲の変化を除き、繁殖に関しその関連性のある特性において均一である場合には、当該品種は均一性がある。
- (4) 本条に関しては、その関連性のある特性が、繰り返し繁殖した後も変化せず保持されている場合には、当該品種は安定性がある。
- (5) 本条に関しては、当該品種の植物育成者権の出願が申請された日において、育成者によって、又は育成者の同意の下に、当該品種の植物素材が他の人に販売されていない場合には、当該植物品種は利用されたものではないとみなされる。
- (6) 本条に関しては、当該品種の植物育成者権の出願が申請された日において、育成者によって、又は育成者の同意の下に、その品種の植物素材が、次の期間において、他の人に販売されていなかった場合、植物品種はごく最近に利用が開始されたとみなされる。
- (a) オーストラリア内においては、出願が申請された日より1年以上前、又は
 - (b) オーストラリアの外においては：
 - (i) 樹木又はぶどう—出願が申請された日より6年以上前
 - (ii) その他—出願が申請された日より4年以上前
- 注：「販売」の定義は、3条(1)参照。
- (7) (6)項は、その販売が、植物品種における植物育成者権の出願を成すという育成者の権利を他の人に販売するという取引の一部であるか、又は当該取引に関連する場合において、植物品種の育成者によって、当該品種の植物素材が他の人へ販売される場合には適用されない。
- (7A) (6)項は、育成者によって又は育成者の同意の下に、植物品種の植物素材をある人に販売する次の場合には適用されない。

- (a) 販売の唯一の目的が、育成者の代理で、当該人が当該植物品種の植物素材を繁殖させることであり、かつ、
 - (b) 販売に関する契約の下、当該植物素材を繁殖した後直ちに、この新たな植物素材における財産権を育成者に付与する場合。
- (7B) (6) 項は、育成者によって又は育成者の同意の下に、植物品種の植物素材をある人に販売する次の場合であつて、当該販売が、以下の 1 又はそれ以上のテスト又はトライアルにおいて、当該品種を評価する目的のみで当該品種の植物素材を使用することに当該人が同意するという条件での契約の一部を成している場合には、適用されない。
- (a) 圃場試験；
 - (b) 研究室での試験；
 - (c) 小規模な試験的調製；
 - (d) 本項で規定される目的での実験又は試作。
- (7C) (6) 項は、育成者によって又は育成者の同意の下に、植物品種の植物素材をある人に販売する次の場合には適用されない。
- (a) 当該販売が、以下の 1 又はそれ以上の副産物又は剰余産物である、植物素材のみに関する場合。
 - (i) 当該品種の創造、
 - (ii) 当該品種の繁殖、
 - (iii) (7B) 項が及ぶテスト又はトライアル；で、かつ、
 - (b) 当該植物素材が次の条件を満たして販売される場合。
 - (i) 当該植物素材の植物品種が特定されずに；かつ、
 - (ii) 最終消費という唯一の目的で販売される。
- (8) ある植物品種を、周知のこととなっている品種であると取扱う他の如何なる理由に加えて、次の場合には、品種は周知のこととなっている品種として取扱わなければならない。
- (a) 条約締約国、又は条約締約国ではない外国において、当該品種における植物育成者権の出願が申請された場合、かつ、
 - (b) 当該出願が、手続係属中、又は、手続の結果として植物育成者権が付与された場合。
- (9) 品種における植物育成者権の出願を理由として、(8) 項の下で、周知のこととなっている品種として取扱われる植物品種は、当該出願時から、周知のこととなっている品種として取扱われなければならない。
- (10) 本条において、
- 植物素材**とは、植物品種に関して、次の一つ又はそれ以上を意味する。
- (a) 当該植物品種の繁殖素材；
 - (b) 当該植物品種の収穫物；
 - (c) 当該植物品種の収穫物から得た製品。

品種とは、条約 1991 年の法律においてと同一の意味である。

第 44 条 植物育成者権の付与

- (1) 次の場合に、局長は、出願人に当該権利を付与しなければならない。
 - (a) ある植物品種における植物育成者権の出願が受理されること、及び
 - (b) 当該出願の審査（後日提出された、詳細な説明を含む）、及び当該出願に対する異議の後に、局長が、以下の要件を満たす、又は引き続き満たしている、と確信する場合。
 - (i) かかる品種があること、かつ、
 - (ii) 当該品種が 43 条の意味において登録可能な植物品種であること、かつ、
 - (iii) 出願人に出願を成す資格があること、かつ、
 - (iv) 当該権利の付与が本法律によって禁じられていないこと、かつ、
 - (v) 当該権利が他の人に付与されていないこと、かつ、
 - (vi) 当該品種の名称が 27 条に従っていること、かつ、
 - (vii) 当該品種の繁殖素材が、出願人の負担で、局長により承認された遺伝資源センターにおいて、保存用として寄託されていること、かつ、
 - (viii) 局長が要求する場合には、当該品種の十分な植物標本が植物標本室に提供されていること、かつ、
 - (ix) 出願、審査、及び権利付与に関して、本法律の下で、支払われるべき全ての手数料が支払われていること。
- (2) 以下の場合に、局長は、当該品種の十分な植物標本を植物標本室に提供することを要求しなければならない。
 - (a) ある植物品種における植物育成者権の出願が受理されること、かつ、
 - (b) 当該植物品種がオーストラリアに土着の品種であること。
- (3) 以下の場合に、局長は出願に対する権利の付与を拒絶しなければならない。
 - (a) ある植物品種における植物育成者権の出願が受理されること、かつ、
 - (b) (1) (b) で言及される事項のすべてを満たしていないと局長が確信する場合。
- (4) 局長は、当該品種の詳細な説明を公示したのち少なくとも 6 カ月間は、当該植物品種の植物育成者権の付与、又は拒絶をしてはならない。
- (5) 局長は、次の場合に、その変更あるいはその最後の変更を公示した後 6 カ月間は、当該品種の植物育成者権の付与、又は拒絶をしてはならない。
 - (a) 植物品種の植物育成者権の出願が、31 条により変更され、かつ、
 - (b) 前項の変更が、局長に提出された品種の詳細な記載に関連し、かつ、
 - (c) 局長がその変更について公示をした場合。
- (6) 植物育成者権の出願に対する異議が 35 条の下に成される場合、局長は、異議に対する回答をするため、異議の写しが出願人に付与されたときから起算して 30 日間、又は局長がその状況において合理的であると考える場合はより長い期間を、出願人に対して与え

なければならない。

- (7) 遺伝資源センターに預けられる植物品種の繁殖素材の量は、当該品種の植物の繁殖素材が他にないと仮定した場合でも、当該品種の存続を維持するに十分な量でなければならない。
- (8) 植物品種の繁殖素材の送達、及び貯蔵は、当該素材の所有権に影響を与えないが、当該素材は本法律の目的のため以外の目的に取扱われてはならない。
- (9) 遺伝資源センターに貯蔵される植物の繁殖素材は、局長によって、19 条の目的を含む、本法律の目的のために使用される。
- (10) 植物育成者権は、局長または登録官の署名の入った承認書式での証明書を、局長が当該人に対して発行することによって、当該人に付与される。当該証明書は、局長が適切と考える、当該植物品種の詳細を含む。
- (11) 植物育成者権が、当該権利に対する共同出願を成した複数人に対して付与された場合、当該権利は、当該複数人に共有的に付与される。
- (12) 局長が植物品種の植物育成者権の付与を拒絶する場合、局長は、かかる拒絶の 30 日以内に、以下の書面による通知を、出願人に付与しなければならない。
 - (a) 出願人に当該拒絶を告げ、かつ、
 - (b) 当該拒絶の理由を記述する。

注：植物品種の植物育成者権の付与又は拒絶の決定については、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

第 45 条 植物育成者権の付与は排他的である

- (1) (2) 及び (3) 項を除き、本法律の下では、1 つの植物品種に関しては、1 つの植物育成者権が付与されなければならない。
- (2) 2 人の育成者が、植物育成者権の共同出願を申請した場合、登録官は、彼らに共有的に植物育成者権を付与することができる。
- (3)
 - (a) ある人が、ある植物品種（原品種）における植物育成者権の権利者であり、かつ、
 - (b) 他の人が、他の植物品種における植物育成者権の権利者であり、かつ、
 - (c) 局長が、当該他の品種が、原品種の本質的派生品種であると宣言する場合、(1) 項は、原品種における植物育成者権が、他の品種に拡張されることを妨げない。

第 46 条 植物育成者権の付与の登録簿への登載

- (1) 局長が、植物品種の植物育成者権を付与する時には、登録官は、次のことを登録簿に登載しなければならない。
 - (a) 当該品種の植物の説明、又は、当該品種の説明と写真
 - (b) 当該品種の名称、及び企図される別称

- (c) 権利者の名前
 - (d) 育成者の名前及び住所
 - (e) 権利の出願で示された、本法律の目的での、権利者に対する書類の送達用の住所
 - (f) 権利が付与される日、及び
 - (g) 登録官が適切であると考え、権利付与に関連するかかる他の詳細
- (2) 局長が、当該品種（派生品種）が、他の品種（原品種）に本質的に派生すると宣言する場合、登録官は、派生品種及び原品種の両方に関して、次のことを登録簿に登載しなければならない。
- (a) 当該宣言がなされた事実、及び
 - (b) 当該宣言がなされた日。

第 47 条 植物育成者権の付与の通知

- (1) 局長は、植物育成者権の付与後、可能な限り早急に、植物品種ジャーナル（Plant Varieties Journal）において、当該付与の公示をしなければならない。
- (2) 局長は、ある植物品種が他の植物品種の本質的派生品種であるとの宣言を成した後、可能な限り早急に、植物品種ジャーナルに当該宣言を成したことの公示をしなければならない。

第 48 条 植物育成者権の付与の効果

- (1) ある人が、植物品種において植物育成者権が付与される場合、
- (a) 当該品種における権利の出願を成す権原を有していたが、出願を成していなかった如何なる他の人も、
 - (i) 当該出願を成す権原がなくなり、かつ
 - (ii) 当該権利における如何なる利益に対する権原もなくなり、かつ
 - (b) 当該品種における権利の出願を成していた如何なる他の人も、
 - (i) その出願の審査をなされる、又はさらなる審査をなされる権原がなくなり、かつ、
 - (ii) 当該権利における如何なる利益に対する権原もなくなる。
- (2) (1)項は、如何なる人も、次のことを成すことを妨げない。
- (a) 50 条の下で、当該権利の取消しを申請すること、
 - (b) 当該権利に関して、裁判所若しくは AAT（行政控訴裁判所）の手続きを提起すること、又は、
 - (c) 40 条の下で、当該権利が付与された植物品種が、当該人が植物育成者権を有する他の植物品種に本質的に派生するものであることの宣言を成すことを、局長に対して要求すること。
- (3)
- (a) ある特定の植物品種の植物育成者権がある人に付与される場合、かつ

- (b) 他の人（適格者）が、法律又は衡平の観点において、植物育成者権の出願を成す権利の譲渡につき権原があった場合、適格者は、植物育成者権の譲渡につき権原を有する。

第 49 条 植物育成者権が従うべき条件

- (2) 大臣は、付与される、又は付与された植物育成者権に対して、公共の利益において必要だと大臣が考える条件を課することができる。
- (3) 大臣が、植物育成者権に対して条件を課す場合、
 - (a) 局長は、これら条件について公示をし、かつ、当該条件を記述する法律文書の写しを権利者に付与し、かつ、
 - (b) 登録官は、これら条件の詳細を登録簿に登載しなければならない。

注：本条の下で、大臣によって成される、権利を条件に従わせる旨の決定については、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

第 2 部一植物育成者権の取消、又は本質的な派生の宣言の取消

第 50 条 植物育成者権の取消

- (1) 局長は、次の場合には、ある植物品種の植物育成者権を取消し、又は、ある植物品種が他の植物品種に本質的に派生するとの宣言を取消しなければならない。
 - (a) 当該権利の付与前に、又は当該宣言が成される前に知られていたとすれば、当該権利の付与が拒絶され、又は当該宣言を成すことが拒絶される結果になったであろう事実が存在すると、局長が確信するに至った場合、又は、
 - (b) 権利者が、当該権利、又は当該宣言に関して支払うべき手数料を、当該手数料の支払いが可能になった旨の通知がなされた後 30 日以内に支払わなかった場合。
- (2) 局長は、次の場合には、ある植物品種の植物育成者権を取消することができる。
 - (a) 当該権利を譲渡された、又は移転された人が、21 条に従わなかったと、局長が確信をする場合、または、
 - (aa) 権利者が、合理的な理由無く、37 条の下での通知の要求に従わなかったと、局長が確信をする場合、又は、
 - (b) 権利者が、49 条の条件に従わなかったと、局長が確信をする場合。
- (3) 局長が、ある植物品種の植物育成者権を取消し、又は、ある植物品種が他の植物品種に本質的に派生するとの宣言を取消する場合、局長は、取消の決定後 7 日以内に、取消された権利の権利者に対する通知、又は、本質的に派生するとの宣言の付与によって影響を受ける権利の権利者に対する通知によって、当該権利者に対して当該決定を告げるとともに、当該取消の理由を記述しなければならない。
- (4) 局長は、次の場合でなければ、本条の下に、植物育成者権を取消してはならない。
 - (a) 権利者に対して、又は、当該権利が譲渡又は移転されたと局長が確信する人に対して、局長が、企図される取消の理由の詳細を付与し、かつ
 - (b) 当該企図される取消に関し、局長に対して書面による陳述を成すために、当該権利者、又は当該他の人が、これら詳細が付与された後 30 日が与えられた場合。
- (5) 局長は、次の場合でなければ、本条の下では、ある植物品種が他の植物品種（原品種）に本質的に派生する旨の宣言を取消してはならない。
 - (a) 原品種の植物育成者権者に対して、又は、当該植物育成者権が譲渡又は移転されたと局長が確信する人に対して、局長が、本質的に派生する旨の宣言の企図される取消の理由の詳細を付与し、かつ、
 - (b) 当該企図される取消に関し、局長に対して書面による陳述を成すために、当該権利者、又は当該他の人が、これら詳細が付与された後 30 日が与えられた場合。
- (6) ある植物品種の植物育成者権の取消、又は、ある品種が他の植物品種に本質的に派生するとの宣言の取消は、次の場合に、効力が生じる。
 - (a) 当該取消について不服申立が AAT（行政控訴裁判所）に成されない場合—かかる申立

- を成すことができる期間の終わりに、又は、
- (b) かかる申立が成される場合—当該申立が取下げられるとき、又は、仲裁機関によってか裁判所によって、最終的に決定が成されるとき。
- (7) 本条は、次に掲げる者の権限にいかなる影響も及ぼさない。
- (a) AAT（行政控訴裁判所）法 44 条(2)項の下での、連邦裁判所、又は当該裁判所の裁判官
- (b) AAT（行政控訴裁判所）法 44 条(2A)項の下での、連邦巡回裁判所、又は当該裁判所の裁判官
- (8) ある植物品種における植物育成者権の付与によって、その利益が影響を受ける人は、当該権利の取消を、書面にて、局長に申請することができる。
- (9) ある植物品種が他の植物品種に本質的に派生するという宣言が成されることによって、その利益が影響を受ける人は、当該宣言の取消を、書面にて、局長に申請することができる。
- (9A) (8) 条又は(9) 条の下での申請は、規定された手数料が支払われない限り、効力が生じない。
- (10) (8) 条の下での申請に従いある植物品種の植物育成者権の取消をしないこと、又は(9) 条に従って本質的な派生の宣言の取消をしないこと、を局長が決定した場合、局長は、当該決定を成して 7 日以内に、当該取消を申請した人に対する書面による通知によって、当該人に対して当該決定を告げるとともに、当該決定の理由を記述しなければならない。
- 注：本条の下で成される、植物育成者権についての、又は本質的に派生する旨の宣言についての取消の決定、又は取消の却下の決定は、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

第 51 条 取消の詳細の登載

- (1)
- (a) 50 条に従い、ある植物品種の植物育成者権が取消される場合、又は、
- (b) 54 条(3)項の下で付与される、当該権利を取消す旨の裁判所の命令の写しが、局長に送達される場合、
- 局長は、
- (c) 登録簿に取消の詳細を登載し、かつ、
- (d) 当該取消について公示しなければならない。
- (2) 植物品種の植物育成者権の保有者が、支払いの最終日までに、当該権利の更新のための規定された年金を支払わない場合、当該権利の保有者は、当該権利を放棄したとみなされる。
- (3) 局長は、
- (a) 登録簿に、当該放棄の詳細を登載し、かつ、

(b) 当該放棄について公示をしなければならない。

第 52 条 植物育成者権の放棄

ある植物品種の植物育成者権の保有者は、何時でも、局長に対して、文書で通知することによって、当該権利の放棄を申し出ることができる。

第5章—植物育成者権の権利行使

第53条 植物育成者権の侵害

- (1) 16、17、18、19 及び 23 条を除き、ある植物品種の植物育成者権は、次の場合、侵害されたことになる。
- (a) ある人が、当該品種又は従属品種に関して、当該権利の権利者から承諾を得ずに、又は承諾された条件と異なるように、11 条の各項で言及される行為をする場合、又は、
 - (b) ある人が、当該品種又は従属品種に関して、当該権利の権利者から承諾を得ずに、又は承諾された条件と異なるように、11 条の各項で言及される行為をする権利を主張する場合、又は、
 - (c) ある人が、登録簿に登録されている品種の名称を、次に関して使用する場合。
 - (i) 同一の植物綱の他の植物品種、又は、
 - (ii) 同一の植物綱の他の品種の植物。
- (1A) 疑義を避けるため、46(1)(b)の下で別称が登録簿に登録されている場合には、(1)(c)の下での植物品種の植物育成者権の侵害は、ある植物品種の名前に関して別称を使用することを含む。
- (2) ある植物品種（派生品種）が、他の植物品種（原品種）の本質的派生品種であると宣言された場合、(1)(a)及び(b)における当該権利の権利者からの承諾とは、派生品種に関して、当該派生品種における植物育成者権の権利者と、当該原品種における植物育成者権の権利者との両方からの承諾を意味する。
- (3) 本条において、ある植物品種の植物育成者権の権利者とは、譲渡又は移転によって、当該権利の保有者となった人を含む。

第54条 侵害に対する訴訟

- (1) 植物品種の植物育成者権の侵害訴訟は、連邦裁判所又は連邦巡回裁判所において、権利者によってのみ開始することが出来る。
- (2) 植物品種の植物育成者権の侵害訴訟における被告は、反訴の方法によって、以下の理由において、当該権利の取消を申請することができる。
- (a) 当該品種が新しい植物品種ではない場合、又は
 - (b) 当該権利の付与前に、局長に知られていたとすれば、当該権利の付与が拒絶される結果になったであろう事実が存在する場合。
- (3) 植物品種の植物育成者権の侵害訴訟において、次の場合、裁判所は、当該権利の取消を命令することができる。
- (a) 被告が、反訴の方法によって、当該権利の取消を申請し、かつ、
 - (b) 裁判所が、当該権利を取消すべき理由があると確信する場合。
- (4) 裁判所が、被告の反訴に応じて、植物品種の植物育成者権を取消した場合、裁判所は、

被告に対し、当該権利の取消命令の写しを登録官に送達するよう命ずることができる。

第 55 条 非侵害の宣言

- (1) ある植物品種の繁殖素材に関して、11 条の各項に規定された行為を遂行することを企図する人は、植物品種の植物育成者権の権利者に対する連邦裁判所又は連邦巡回裁判所における訴訟によって、当該行為の遂行が当該権利の侵害を構成しないという宣言を申立てすることができる。
- (2) 植物育成者権の権利者によって当該権利の侵害を主張されているか否かにかかわらず、如何なる人も、宣言の申立てをすることができる。
- (3) 裁判所は、次の場合を除き、かかる宣言を成してはならない。
 - (a) 当該行為を遂行しようとした人が、
 - (i) 企図する行為の遂行が当該権利を侵害しない旨の承認を、関連する植物育成者権の権利者に対して、書面で申請し、かつ、
 - (ii) 関連する繁殖素材の完全な詳細の記述を、当該権利者に付与し、かつ、
 - (iii) 当該宣言における助言を得るに際して、当該権利者が合理的に負担した全ての費用を返済し、かつ、
 - (b) 権利者が、当該承認を拒むか、又は当該承認を成さなかった場合。
- (4) 本条の下での宣言の手続きにおける全当事者の費用は、裁判所が異なる命令をしない限り、当該宣言を求める人によって支払われなければならない。
- (5) 本条の下での宣言の手続きにおいて、植物品種における植物育成者権の付与の有効性について問題を提起してはならない。
- (6) 本条の下で宣言を成すこと、又は宣言を成すことを拒否することは、植物品種における植物育成者権の付与が有効か否かを意味するものではない。

第 56 条 連邦裁判所の管轄権

- (1) 本章の下で、連邦裁判所において訴訟が提起される事項に関しては、連邦裁判所が管轄権を有する。

注：連邦巡回裁判所から連邦裁判所へ移送される事項もまたある。1999 年オーストラリア連邦巡回裁判所法 (*Federal Circuit Court of Australia Act*) の 39 条を参照。

- (2) 当該管轄権は、次の裁判所の管轄権を除く、他の全ての裁判所の管轄権に対して排他的である。
 - (a) 56A(2) 条に基づく連邦巡回裁判所、及び、
 - (b) 憲法第 75 条の下での高等裁判所
- (3) 連邦裁判所が、植物育成者権の侵害にかかる訴訟又は手続きにおいて付与する救済は、差止命令（もしあれば、連邦裁判所が適すると考える条件に従う）、及び、原告の選択によって、損害賠償又は利益の返還の何れか、を含む。

- (4) 訴訟の提起が可能な期間、又は他の行為やものを成すことが可能な期間を規定し、かつ当該期間の延長を供する規定を含む、本法律の下での訴訟における連邦裁判所の運用及び手続きに関する規定を、規則によって定めることができる。
- (5) (4) 項は、連邦裁判所の裁判官の権限を制限するものではなく、また、当該項にて言及された規則と矛盾しない 1976 年オーストラリア連邦裁判所法 (*Federal Court of Australia Act*) 第 59 条の下での、過半数の裁判官の権限たる裁判所規則を作成する権限を制限するものではない。

第 56A 条 連邦巡回裁判所の管轄権

- (1) 本章の下で、連邦巡回裁判所において訴訟が提起される事項に関しては、連邦巡回裁判所が管轄権を有する。

注：連邦裁判所から連邦巡回裁判所へ移送される事項もまたある。1976 年オーストラリア連邦裁判所法の 32AB 条参照。

- (2) 当該管轄権は、次の裁判所の管轄権を除く、他の全ての裁判所の管轄権に対して排他的である。
- (a) 56A(2) 条に基づく連邦裁判所、及び、
- (b) 憲法第 75 条の下での高等裁判所
- (3) 連邦巡回裁判所が、植物育成者権の侵害にかかる訴訟又は手続きにおいて付与する救済は、差止命令（もしあれば、連邦巡回裁判所が適すると考える条件に従う）、及び、原告の選択によって、損害賠償又は利益の返還の何れか、を含む。
- (4) 訴訟の提起が可能な期間、又は他の行為やものを成すことが可能な期間を規定し、かつ当該期間の延長を供する規定を含む、本法律の下での訴訟における連邦巡回裁判所の運用及び手続きに関する規定を、規則によって定めることができる。
- (5) (4) 項は、連邦巡回裁判所の裁判官の権限を制限するものではなく、また、当該項にて言及された規則と矛盾しない 1999 年オーストラリア連邦巡回裁判所法第 81 条の下での、過半数の裁判官の権限たる裁判所規則を作成する権限を制限するものではない。

第 57 条 無知侵害

- (1) ある人が、侵害時において当該権利の存在を知らず、かつ、当該権利の存在に気付く合理的な理由がないと裁判所を確信させた場合、ある植物品種の植物育成者権の侵害訴訟において、当該人に対して、損害賠償させることを認めること、又は利益の返還の命令を成すことを、裁判所が拒絶することができる。
- (2) オーストラリアで当該品種において植物育成者権が保有されていることを示すようにラベルが成されている、当該植物品種の植物の繁殖素材が、当該侵害の日よりも前に相当な程度販売されていた場合は、反証が確立されない限り、当該侵害訴訟を提起された人は、当該品種において植物育成者権が存在することを知っていたものとみなされる。

第6章 行政当局

第58条 植物育成者権の登録官

- (1) 本条によって、植物育成者権の登録官が設置される。
- (2) 植物育成者権の登録官のオフィスは、当該する省内のオフィスである。
- (3) 登録官は、次の職能及び権限を有する。
 - (a) 本法律又は規則によって登録官に付与されるもの、又は、
 - (b) 第59条によって、局長によって登録官に委嘱されるもの。

第59条 委嘱

大臣の法的な権限及び職能の委嘱

- (1) 大臣は、本法律又は規則の下で、署名した法律文書によって、大臣の如何なる権限又は職能を、当該省における、登録官、又は、SES 職員、又は、代理の SES（州緊急サービス）職員に対して、委嘱することができる。

局長の法的な権限及び職能の委嘱

- (2) 局長は、本法律又は規則の下で、署名した法律文書によって、局長の如何なる権限又は職能を、当該省における、登録官、又は、SES 職員、又は、代理の SES 職員に対して、委嘱することができる。

登録官の法的な権限及び職能の委嘱

- (3) 登録官は、本法律又は規則の下で、署名した法律文書によって、登録官の如何なる権限又は職能を、規定された職員、又は、規定された部局の職員に対して、委嘱することができる。

委嘱された権限及び職能の再委嘱

- (4) 本法律又は規則の下で、大臣又は局長によって、(1)項又は(2)項の下で権限又は職能が委嘱された人は、署名した法律文書によって、当該権限又は職能を、規定された職員、又は規定された部局の職員に対して委嘱することができる。
- (5) (4)項の下での委嘱の下で、職員によって行使される、又は遂行される権限又は職能は、本法律及び規則の目的において、(1)項又は(2)項の下で、対応する権限又は職能を初めに委嘱された人によって、行使され又は遂行されたものとみなされる。

指示又は監督の下での行為の要件

- (6) (3)項又は(4)項の下で、法律文書によって、職員に権限又は職能を委嘱することが要

求される場合、当該職員は、次の指示又は監督の下で、権限を行使し、又は職能を遂行しなければならない。

(a) 当該職員に対して、権限又は職能を委嘱した人

(b) 法律文書において特定される他の職員

本項は、法律文書が、当該職員を個別に特定するか、又は、部局に言及することによって特定するかにかかわらず、適用される。

定義

(7) (3)、(4)、(5)及び(6)項において、職員とは、1999 年公務員法の下で従事する者、又は、その他オーストラリア連邦のために又は当該連邦の代理として登録官への補助の提供に関与することを職務とする者を意味する。

第 60 条 植物育成者権を取得できない特定者

(1) 出願前 12 ヶ月の間に次の職務にあったもの、又は、当該職務を遂行した者は、遺言又は法律の適用による場合を除き、植物品種の植物育成者権を出願し、又は、ましてかかる権利の利益を取得することはできない。

(a) 局長の公職、又は、

(b) 植物育成者権の登録官の公職、又は、

(c) 当該省における、登録官への補助の提供に関与することを職務とする公職。

刑罰：60 罰金単位

(2) (1)項に違反して出願された植物育成者権の付与、又は、当該項に違反した植物育成者権の取得は、無効である。

第 61 条 植物品種の登録簿

(1) 登録官は、局長によって承認された場所に、植物品種登録簿として認知される登録簿を保管しなければならない。

(1A) 登録官は、本法律の目的において、植物綱に関する登録官用リスト (the Registrar's List of Plant Classes) として認知される、全ての植物綱のリストを維持しなければならない。

(1B) UPOV 同盟が、現在、品種名称の目的での綱リストとして認知されている文書を維持する限りにおいて、登録官は、当該登録官用リストの維持において、かかる維持がなされた綱リストを考慮し、かつ綱リストに対して成される如何なる変更も考慮しなければならない。

(1C) 登録官によって維持される当該リストは、登録簿の一部分として保管されなければな

らない。

- (2) 登録簿に含まれる情報へのパブリックアクセスを促進するために、登録官は、インターネットで、又は、そのアクセス性を高める上で登録官が最適と考える方法で、当該情報を拡散することができる。

第 62 条 登録簿の閲覧

- (1) 何人も、合理的な時であれば、登録簿を閲覧できる。
- (2) 何人も、(もしあるならば) 規定された手数料を支払うことによって、登録簿の登載事項の写しを付与される権利を有する。
- (3) (2) 項の目的に関して、登録簿の登載事項とは、植物綱に関する登録官用リスト、又はその一部は含まれない。

第8章—その他

第68条 公示

- (1) 局長は、毎年少なくとも4回、植物品種ジャーナルと称される雑誌を発行しなければならない。
- (2) 本法律の下で、局長が成すべき公示はいずれも、当該雑誌において公表しなければならない。
- (3) (2)項で言及される事項に追加的に、局長が、公示が必要であると考えるか、又は公示が望ましいと考える如何なる事項も、当該雑誌において公表することができる。
- (4) 局長が、当該雑誌以外の定期刊行物において公示をすることによって、ある事項を追加的に公示することが望ましいと考える場合は、局長は、当該定期刊行物においてこれら事項を追加的に公示することの手配をし、又は同意をすることができる。

第69条 特定の規則に関する意見提出を促すための通知

- (1) 17条(2)項、又は22条(3)項の目的に関して、規則を制定する前に、次のことをした場合でなければ、当該規則を制定してはならない。
 - (a) 当該項の目的に関して、大臣が、68条に従って、公示において特定される特定の分類群に関する規則を制定するという大臣の意向を公示し、かつ、
 - (b) 当該公示が、当該制定を予定する規則の目的を広く知らせ、かつ、当該公示後30日の期間内に、それに関する大臣への意見提出を成すように、人々を促した場合。
- (2) 大臣が、(1)項の下での公示における案内に従って、制定を予定する規則に関する意見提出を受けた場合は、大臣は、かかる成された当該意見提出を考慮しなければならない。

第70条 遺伝資源センター

- (1) 局長の意見において、ある場所が、生殖質素材の貯蔵及び維持に適する場所である場合、局長は、書面による通知によって、本法律の目的に関して、当該場所が遺伝資源センターであると宣言することができる。
- (2) 遺伝資源センターを担当する人は、当該センターに貯蔵される繁殖素材の生存能を維持するために必要な全てのことをすることができる。

第71条 植物標本室

局長の意見において、ある組織が植物試料の保管に適した施設を有する場合には、局長は、書面による通知によって、本法律の目的に関して、当該組織が植物標本室であると宣言することができる。

第 72 条 植物育成者権に関して、代理人が成しうる行為

高等裁判所、連邦裁判所、又は、連邦巡回裁判所の裁判所法を含む、オーストラリア連邦の他の法律を除き、本法律の目的に関して、出願、書面による提出、又は、他の書類は、他の人の代理の人によって準備され、又は提出されてよく、及び、その他の業務は、他の人の代理の人によって実行されてよい。

第 73 条 文書の送達

- (a) 本法律によって、ある人への、文書の送達、付与又は送付が要求されており、かつ、
 - (b) 当該人が、オーストラリア内、又はニュージーランド内の住所を、送達のために、局長又は登録官に対して付与している場合、
- 当該文書は、当該人に対して、規定された手段によって当該住所へ、送達、付与又は送付がなされてよい。

第 74 条 権利侵害にかかる違反

- (1) 植物育成者権が付与された植物品種の繁殖素材に関して、53 条の下で、かかる行為が当該品種の植物育成者権を侵害する場合には、何人も、11 条の段落にて言及される如何なる行為も行ってはならない。

刑罰： 500 罰金単位

- (1A) (1) 項において、植物育成者権の当該侵害が 53 条の下のものであるという、状況に関する犯罪の客観的要素に対して、厳格責任が適用される。

注：厳格責任については、刑法の 6. 1 条を参照。

- (2) ある特定の行為に関して、54 条の下で、侵害に対する訴訟がある人に対して提起されたという事実は、同じ行為に関して、本条文の下での訴追を妨げるものではない。

第 75 条 権利侵害にかかる違反以外の違反

- (1) 何人も、本法律に関して、局長又は登録官に付与された出願又は他の書類において、虚偽の陳述をしてはならない。

刑罰： 6 カ月の収監

- (2) 植物品種の植物育成者権の権利者ではない人は何人も、当該品種の植物育成者権の権利者であると他の人に対して説明してはならない。

刑罰： 60 罰金単位

(3) 何人も、ある植物品種において、当該人に付与された植物育成者権が、次のものではない他の植物品種に及ぶように拡張されると、他の人に対して説明してはならない。

(a) 植物育成者権が付与された品種の従属品種、又は、

(b) 植物育成者権が付与された品種に本質的に派生すると宣言された品種。

刑罰： 60 罰金単位

(4) 何人も、植物育成者権が付与されていない品種の植物を、植物育成者権が付与された品種の植物であると、他の人に対して説明してはならない。

刑罰： 60 罰金単位

第 76 条 取締役、従業員、及び代理人の行為

(1) 74 条又は 75 条の法律違反の審理において、ある特定の行為に関して、法人の意思を立証する場合、次のことを示せば十分である。

(a) 当該行為が、当該法人の取締役、従業員、又は当該法人の代理人によって、その実際の権限又は表見的な権限の範囲内で、携わられており、かつ、

(b) 当該取締役、従業員、又は代理人が、かかる意思を有していたこと。

(2) 法人の代理として、当該法人の取締役、従業員、又は代理人によって、その実際の権限又は表見的な権限の範囲内で携わられた如何なる行為も、当該法人がかかる行為の防止のために合理的な予防措置をとり、かつ相当な注意を払っていたことを立証できない限り、74 条又は 75 条の法律違反の起訴の目的に関して、当該法人によっても携わられたものとみなされる。

(3) 74 条又は 75 条の法律違反の審理において、ある特定の行為に関して、法人ではない人の意思を立証する場合、次のことを示せばよい。

(a) 当該行為が、当該人の従業員又は代理人によって、その実際の権限又は表見的権限の範囲内で、携わられており、かつ、

(b) 当該従業員又は代理人が、かかる意思を有していたこと。

(4) 法人ではない人の代理として、当該人の従業員又は代理人によって、その実際の権限又は表見的な権限の範囲内で携わられた如何なる行為も、当該人がかかる行為の防止のために合理的な予防措置をとり、かつ相当な注意を払っていたことを立証できない限り、74 条又は 75 条の法律違反の起訴の目的に関して、当該人によっても携わられたものとみなされる。

(5)

(a) 法人ではない人が違反で有罪とされ、かつ、

(b) 当該人が、(3) 項及び(4) 項が制定されていなければ、当該違反で有罪とされていない

かった場合は、当該人は、当該違反を理由に収監によって罰せられる責は負わない。

(6) (1) 項又は(3) 項の下での人の意思とは、次のことを含む。

(a) 当該人の知識、意図、意見、信念、又は目的、及び

(b) 当該人の意図、意見、信念、又は目的の理由。

(7) 本条における法人の取締役には、オーストラリア連邦、州、又は準州の法律によって、公益の目的で法人化された法人の構成員が含まれる。

(8) 本条における行為に携わるとは、行為に携わることに失敗すること、又は行為に携わることを拒否することを含む。

(9) 本条における 74 条又は 75 条の法律違反とは、次の法律違反を含む。

(a) 1914 年犯罪法 (Crimes Act) の 6 条の法律違反、又は、

(b) 刑法の 11. 2 条又は 11. 2A 条を理由に、犯したとみなされる法律違反、又は、

(c) 本法律の 74 条又は 75 条に関連する、刑法 11. 1 条、11. 4 条、又は 11. 5 条の法律違反。

第 76A 条 行為の実施に関して規定された期間の終了後に、植物育成者権オフィスが再開する場合の行為の実施

(1) 行為を成すための期間として、本法律（本条を除く）又は規則によって規定される期間の最終日が、植物育成者権オフィス、又は植物育成者権副オフィスの営業日でない場合は、当該行為は、規定される状況において、当該オフィス又は副オフィスが営業のため開く、当該最終日の翌日に成されてよい。

(2) 本条の目的に関して、植物育成者権オフィス、又は植物育成者権副オフィスは、次の日には、営業のため開いていないとみなされる。

(a) 規則によって、植物育成者権オフィス又は植物育成者権副オフィスの営業日でないと宣言された日、又は、

(b) 規定された方法で発行される書面において、規定された人によって、植物育成者権オフィス又は植物育成者権副オフィスの営業日でないと宣言された日。

宣言

(3) (2) (a) 段落又は(b) 段落で言及される宣言は、州又は準州の法律によってか当該法律の下に、公的な休日と宣言されている日を参照して、当該日を認定することができる。これは、当該宣言が、当該日を認定する方法を限定するものではない。

(4) (2) (b) 段落で言及される宣言は、

(a) 当該日の前、当日、又は、後になされてもよく、かつ、

(b) 下位法令ではない。

他の法律との関係

(5) 本条は、本法律のその他の規定にかかわらず効力を有する。

(6) 1901 年法律解釈法 (*Acts Interpretation Act 1901*) の 36 条(2)項は、本条の(1)項において言及される行為に関しては、適用されない。

規定された行為に関する例外

(7) 本条は、規定された行為には適用されない。

注：1901 年法律解釈法の 36 条(2)項は、規定された行為に関連する。

第 76B 条 コンピュータによる意思決定

(1) 本法律又は規則の下で、当該登録官が成すことが出来るか、成さなければならない、次の如何なる目的でも、登録官は、登録官の管理の下でのコンピュータプログラムの使用を手配することができる。

(a) 意思の決定をする、又は、

(b) 権限を行使する、又は義務に従う、又は、

(c) 段落(a)が適用される、意思決定に関連する何等かの事を行う、或いは、段落(b)が適用される、権限を行使する、又は義務に従うことに関連する何等かの事を行う。

(2) (1)項の下で成された手配の下で、コンピュータプログラムの操作によって決定がなされた、行使された、従った、又は行われた次のことは、本法律及び規則の目的に関して、登録官が成したこととみなされる。

(a) 意思の決定をした、又は、

(b) 権限を行使した、又は義務に従った、又は、

(c) 意思決定に関連する何等かの事を行った、或いは、権限を行使する、又は義務に従うことに関連する何等かの事を行った。

置き換えられた決定

(3) コンピュータプログラムの操作によって成された決定が不適當であると登録官が確信する場合、登録官は、(2) (a)段落の下で登録官が成したこととみなされた決定を、別の決定と置き換えることができる。

注：(3)項の下で成される、置き換えられた決定に対しては、77 条の下、AAT（行政控訴裁判所）に不服申立が可能である。

第 77 条 不服申立の申請

(1) 次の事項に対する不服申立の申請は、AAT（行政控訴裁判所）に対して成すことができる。

(a) 49 条(2)項の下での大臣による決定、

(b) 局長による次の決定：

- (i) 19 条(3)項の下での権限を行使するための、19 条(7)項の下での決定、又は、
- (ii) 19 条(8) (c)段落の下での案内に応じてライセンスを受けることを申請した人に対し、ライセンスをする又はライセンスを拒絶するという、19 条(3)項の下での決定、又は、
- (iii) 19 条(10)項の下で、繁殖素材を利用可能にする決定、又は、
- (iv) 19 条(11)項の下で、植物品種を認証する又は認証を拒絶するという決定、又は、
- (v) 30 条の下で、出願を受理するか拒絶するかという決定、又は、
- (vi) 31 条の下で、出願の変更をするか変更を拒絶するかという決定、又は、
- (vii) 34 条(1)項の下で、詳細な説明を提出する期間の延長を認めないという決定、又は、
- (viii) 37 条の下で、試験栽培を要求するという決定、又は、
- (viii a) 37 条(2B) (b)項の下で、出願、異議、又は取消の請求を更に進めないようにする決定、又は、
- (ix) 38 条(4)項の下で、局長が、当該項で言及する事項に確信するかの結果に対する決定、又は、
- (x) 38 条(5)項の下で、局長が、当該項で言及する事項に確信するかの結果に対する決定、又は、
- (x i) 39 条(2)項の下で、出願人に通知するという決定、又は、
- (x ii) 40 条(8) (b)項の下で、本質的に派生する旨の一応の証明のある事案であるとの反証のための期間の延長を拒絶する決定、又は、
- (x iii) 40 条の下で、本質的な派生であるとの宣言の申請に関する決定、又は、
- (x iv) 41 条の下で、試験栽培を要求するという決定、又は、
- (x v) 44 条の下で、植物品種の植物育成者権を付与するか、付与を拒絶するか、の決定、又は、
- (x vi) 50 条の下で、植物品種における植物育成者権についての、又は、ある植物品種が他の植物品種に本質的に派生する旨の宣言についての、取消の決定、又は取消の却下の決定、又は、

(c) 21 条の下で、登録簿を修正するか修正を拒絶するかという、登録官による決定。

(1A) 次の場合は、置き換えられた別の決定に対して、AAT（行政控訴裁判所）に対し、不服申立の申請を成すことができる。

- (a) 76 B (2) (a)段落の下で、登録官が決定（原決定）を成したとみなされ、かつ、
- (b) 本条(1)項の下で、当該原決定に対して、AAT（行政控訴裁判所）に対し、不服申立の申請が成され、かつ、
- (c) 76 B (3)項の下で、登録官が当該原決定を、別の決定と置き換える場合。

(2) AAT（行政控訴裁判所）は、本条の(1)項又は(1A)項の下での決定に対する不服申立の

申請を、AAT（行政控訴裁判所）法の 29 条(7)項の下で、当該裁判所（AAT）へ成す時間を延長する権限を有しない。

(3) 局長は、次のことを公示しなければならない。

(a) (1)項又は(1A)項の下で成された全ての申請、

(b) かかる申請に関する AAT（行政控訴裁判所）の全ての決定、及び、

(c) 次のことに関連するか起因する、裁判所の全ての決定、

(i) かかる申請、又は

(ii) かかる申請に関する AAT（行政控訴裁判所）の決定。

(4) 本条において：

決定とは、AAT（行政控訴裁判所）法におけるものと同一の意味をもつ。

第 78 条 廃止

1987 年植物品種権法は廃止される。

第 79 条 財産の取得に対する補償

(1) 本条は別として、本法律の適用によって、結果として、ある人の財産を、公正な条件以外で取得することになる場合、オーストラリア連邦は当該人に対して、当該人と当該連邦との間で合意されたか、又は、合意に至らない場合には、正当な権限ある裁判管轄の裁判所により決定される、合理的な額の補償を支払わなければならない。

(2) 本条の下以外で開始される訴訟手続きの中で回復された損害又は補償、或いは、当該訴訟手続きの中で付与された他の救済は、本条の下で、かつ同一の事象又は状況に起因して開始された手続きにおいて、支払うべき補償を算定する際に、考慮されなければならない。

(3) 本条において：

財産の取得とは、憲法 51 条（xxxix）の項においてと同一の意味をもつ。

公正な条件とは、憲法 51 条（xxxix）の項においてと同一の意味をもつ。

第 80 条 規則

(1) オーストラリア総督は、次に掲げる全ての事項を規定する規則を、制定することができる。

(a) 本法律によって、規定されることが要求されるか、又は認められている事項、又は、

(b) 本法律を執行するためにか、又は効力を付与するために、規定されていることが必要又は適切な事項。

(2) (1)項を制限するものではないが、当該(1)項は、次の規則を制定する権限を含む。

(a) 以下を含む手数料を規定する規則：

(i) 植物育成者権の出願を成すこと、当該出願の審査、及び、植物育成者権の付与に

- 関する証明の発行、に関して、支払うべき手数料、及び、
- (ii) 本質的に派生するという宣言の申請を成すこと、当該申請の審査、及び当該宣言を成すこと、に関して、支払うべき手数料、及び、
 - (iii) 特定の間隔で、又は特定の日に、植物育成者権の権利者によって、支払うべき手数料、及び、
 - (iv) 植物の試験栽培の実施又は管理に関して、局長によって負担された費用に関して、支払うべき手数料、並びに、本法律の他の条項によって取扱われていない場合は、かかる手数料が支払われるべき時又は状況、及び、かかる手数料の支払いの方法を、特定する規則。
- (b) 特定の状況において、本法律の下で支払われた手数料の全て又は一部を返金することに関連する規定を制定する規則、
 - (c) 特定の階級の人について、手数料の全て又は一部の支払いを軽減又は免除することに関連する規定を制定する規則、
 - (d) 誤記、又は明らかな誤りを訂正するための、登録簿の登載事項の修正に関する規定を制定する規則、及び、
 - (e) 1987 年植物品種権法の廃止、及び本法律の制定の結果として必要である、又は、適切である、暫定的な留保規定を制定する規則。

第9章―暫定措置

第81条 定義

本法律において：

施行日とは、2条に従って、本法律が施行される日を意味する。

旧法とは、1987年植物品種権法を意味する。

第82条 旧法下での植物品種権の、本法律における植物育成者権としての取扱い

(1)

- (a) ある人が、旧法下で、ある植物品種に関して植物品種権を付与され、かつ、
- (b) これら権利が、施行日直前において、未だ有効である場合は、当該規則に従って、これら権利は、旧法の廃止にかかわらず、当該施行日以降も、あたかも次のように効力を有しているものとする。
- (c) これら権利が付与された時点で、本法律がすでに有効であり、かつ、
- (d) これら権利が、当該品種における植物育成者権として、当該時点で付与された。

(2) (1)項にもかかわらず、本法律の下で植物育成者権として付与されたかのように取扱われた当該権利は、仮に旧法が廃止されなかった場合に有効に存続した期間まで、有効に存続する。

(3) 本条は、ある特定の植物品種における植物育成者権として本法律の下で取扱われる権利の保有者に対し、本法律の下で当該特定の植物品種に関する従属植物品種であろう植物品種、に関する植物育成者権を請求する権利を付与するものではない。

(4) 他の植物品種における植物育成者権が、当該施行日以降に付与された場合でない限りは、本条は、ある特定の植物品種における植物育成者権として本法律の下で取扱われる権利の保有者に対して、当該他の植物品種が、当該特定の植物品種の本質的派生品種であるとの宣言を要求する権利を付与するものではない。

第83条 施行日以前に提出された植物品種権の出願及び刑事手続き

(1) 施行日前に、

- (a) ある人が、旧法の下で植物品種権の出願を成したが、しかし、
- (b) 当該出願が、当該法（旧法）の下で、最終的に処理されなかった場合、当該出願の処理の目的や、当該出願に関して当該日（施行日）以前に成されたか、又は当該日（施行日）後になされるあらゆる異議の処理の目的において、当該旧法の条項は効力を有し続けるとみなされる。

(2) 施行日前に、刑事手続きが旧法下で開始されたが、当該手続きがその日までに最終的な決定が成されなかった場合、旧法の規定は、当該手続きに関して、効力を有し続けるとみなされる。

第 84 条 旧法下でのその他の適用及び手続き

- (1) 当該規則に従って、本法律は、その施行日以降に、旧法下で成されたか又は開始され、かつ、当該日（施行日）までに最終的な処理又は決定が当該法下（旧法下）で成されなかった、あらゆる出願、要求、行為又は手続きに対して、当該出願、要求、行為又は手続きが、本法律の対応する条項の下で成されたか又は開始されたかのように、適用される。
- (2) (1)項は、83 条によって取扱われる、植物品種権の出願、又は刑事手続きに関しては、適用されない。

第 86 条 植物品種の登録簿

施行日以降、旧法の下での植物品種の登録簿は、本法律の下での植物品種の登録簿の一部を形成するとみなされる。

巻末注

巻末注1-巻末注に関して

この巻末注は、本編纂及び本編纂法律に関する情報を提供するものである。

各編纂において、次の巻末注が含まれる。

巻末注1-巻末注に関して

巻末注2-略語表

巻末注3-法律制定の履歴

巻末注4-修正の履歴

略語表-巻末注2

略語表は、当該巻末注において用いられる略語を記述する。

法律制定の履歴、及び修正の履歴-巻末注3及び4

法律の修正は、法律制定の履歴、及び修正の履歴において、注釈をつけた。

巻末注3における法律制定の履歴は、本編纂法律を修正した（又は、今後、修正する）各法律の情報を提供する。当該情報は、法律の修正に関する施行の詳細、及び、本編纂に含まれない適用、留保、又は経過規定の詳細を含む。

巻末注4における修正の履歴は、条項（一般的には条又はその同等）レベルでの修正に関する情報を提供する。この修正の履歴は、本編纂法律の規定に従って廃止された、本

編纂法律の如何なる条項に関する情報も含む。

編集上の変更

2003年立法法は、登載用として法律の編纂物を準備するに際し、編纂法律に対する、編集上の変更、及び表象的な変更を成すことについて、議会第一法律顧問へ権限を付与している。当該変更は、本編纂法律の効力を変更してはならない。編集上の変更は、当該編纂の登録日から効力を奏する。

本編纂が編集上の変更を含む場合、この巻末注には、一般的な用語でなされた当該変更の簡潔な要点を含む。全ての変更に関する完全な詳細は、議会法律顧問室から得ることが出来る。

誤って記述された修正

誤って記述された修正とは、正確に記述されなかった修正である。この誤った記述にも拘らず、当該修正が、意図通りに効力を付与することが可能な場合は、当該修正は本編纂法律内に組み込まれ、修正の履歴内に含まれる修正の詳細に、略語“(md)”が付される。この誤った記述された修正が、意図通りに効力を付与することが不可能な場合は、修正の履歴内に含まれる修正の詳細に、略語“(md not incorp)”が付される。

巻末注 2-略語表

ad = 追加又は挿入された (added or inserted)	o = 命令 (order(s))
am = 改正された (amended)	Ord = 布告 (Ordinance)
amdt = 改正 (amendment)	orig = 原 (original)
c = 条項 (clause(s))	par = パラグラフ/副パラグラフ/副副パ ラグラフ (paragraph(s)/subparagraph(s) /sub-subparagraph(s))
C[x] = 編纂No.x(Compilation No. x)	pres = 現 (present)
Ch = 章 (Chapter(s))	prev = 旧 (previous)
def = 定義 (definition(s))	(prev...) = 旧の (previously)
Dict = 辞書 (Dictionary)	Pt = パート (Part(s))
disallowed = 議会により却下された (disallowed by Parliament)	r = 規則 (regulation(s)/rule(s))
Div = 部 (Division(s))	reloc = 移動された (relocated)
ed = 編集上の変更 (editorial change)	renum = 再ナンバリングされた (renumbered)
exp = 期限満了により失効する/した、又は、 効力が停止する/した (expires/expired or ceases/ceased to have effect)	rep = 廃止された (repealed)
F = 連邦法令官報 (Federal Register of Legislation)	rs = 廃止され、置換された (repealed and substituted)
gaz = 官報 (gazette)	s = セクション/サブセクション (section(s)/subsection(s))
LA = 2003年立法法 (<i>Legislation Act 2003</i>)	Sch = 別表 (Schedule(s))
LIA = 2003年下位法令法 (<i>Legislative Instruments Act 2003</i>)	Sdiv = 副部 (Subdivision(s))
(md) = 誤って記述された修正は効力付与が 可能 (misdescribed amendment can be given effect)	SLI = (新) 制定順政令集 (Select Legislative Instrument)
(md not incorp) = 誤って記述された修正は効 力付与が不可能 (misdescribed amendment cannot be given effect)	SR = (旧) 制定順政令集 (Statutory Rules)
mod = 修正された/修正 (modified/modification)	Sub-Ch = 副章 (Sub-Chapter(s))
No. = 番 (Number(s))	SubPt = 副パート (Subpart(s))
	<u>underlining</u> (下線部) = 全体又は一部が 施行開始された、又は、施行開始される (whole or part not commenced or to be commenced)

巻末注 3－法律制定の履歴

法律	番号・ 年	裁可日	施行日	適用・留保・ 経過規定
Plant Breeder's Rights Act 1994	110, 1994	5 Sept 1994	10 Nov 1994 (s 2(1) and gaz 1994, No S392)	
Agriculture, Fisheries and Forestry Legislation Amendment Act (No. 1) 1999	4, 1999	31 Mar 1999	Sch 5: 31 Mar 1999 (s 2)	—
Public Employment (Consequential and Transitional) Amendment Act 1999	146, 1999	11 Nov 1999	Sch 1 (item 733): 5 Dec 1999 (s 2(1), (2) and gaz 1999, No S584)	—
Agriculture, Fisheries and Forestry Legislation Amendment Act (No. 2) 1999	170, 1999	10 Dec 1999	Sch 1: 10 Dec 1999 (s 2(1))	Sch 1 (item 7)
Agriculture, Fisheries and Forestry Legislation Amendment (Application of Criminal Code) Act 2001	115, 2001	18 Sept 2001	Sch 1 (items 244–247): 16 Oct 2001 (s 2)	s 4
Plant Breeder's Rights Amendment Act 2002	148, 2002	19 Dec 2002	20 Dec 2002 (s 2)	Sch 1 (items 39–45)

法律	番号・ 年	裁可日	施行日	適用・留保・ 経過規定
Intellectual Property Laws Amendment Act 2006	106, 2006	27 Sept 2006	Sch 11 (items 1, 2), Sch 14 and Sch 15 (items 2, 3): 28 Sept 2006 (s 2(1) items 11, 13) Sch 12 (items 5–7): 27 Mar 2007 (s 2(1) item 12)	Sch 11 (item 2), Sch 14 (item 3) and Sch 15 (item 3)
Personal Property Securities (Consequential Amendments) Act 2009	131, 2009	14 Dec 2009	Sch 2 (items 16, 17): 30 Jan 2012 (s 2(1) item 1)	—
Crimes Legislation Amendment (Serious and Organised Crime) Act (No. 2) 2010	4, 2010	19 Feb 2010	Sch 11 (item 15): 20 Feb 2010 (s 2(1) item 13)	—
Statute Law Revision Act 2010	8, 2010	1 Mar 2010	Sch 1 (item 40) and Sch 5 (item 137(a)): 1 Mar 2010 (s 2(1) items 4, 38)	—
Statute Law Revision Act 2011	5, 2011	22 Mar 2011	Sch 1 (item 92): 22 Mar 2011 (s 2(1) item 2)	—
Intellectual Property Laws Amendment (Raising the Bar) Act 2012	35, 2012	15 Apr 2012	Sch 6 (items 104–108): 15 Apr 2013 (s 2(1) item 7)	—
Statute Law Revision Act (No. 1) 2015	5, 2015	25 Feb 2015	Sch 3 (items 147–151): 25 Mar 2015 (s 2(1) item 10)	—

法律	番号・ 年	裁可日	施行日	適用・留保・ 経過規定
Intellectual Property Laws Amendment Act 2015	8, 2015	25 Feb 2015	Sch 3: 25 Aug 2015 (s 2(1) item 4) Sch 4 (items 59–67, 81– 84): 24 Feb 2017 (s 2(1) item 5)	Sch 4 (item 81–84)
Biosecurity (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Act 2015 as amended by Statute Update (Winter 2017) Act 2017	62, 2015	16 June 2015	Sch 2 (items 47, 48) and Sch 4: 16 June 2016 (s 2(1) items 2, 4) Sch 3: 16 June 2015 (s 2(1) item 3)	Sch 3 and Sch 4
Acts and Instruments (Framework Reform) (Consequential Provisions) Act 2015	126, 2015	10 Sept 2015	Sch 1 (item 674): 24 Feb 2017 (s 2(1) item 3)	—
Territories Legislation Amendment Act 2016	33, 2016	23 Mar 2016	Sch 5 (item 81): 1 July 2016 (s 2(1) item 7)	—
Statute Update (Smaller Government) Act 2018	4, 2018	20 Feb 2018	Sch 5: 21 Feb 2018 (s 2(1) item 1)	Sch 5 (item 8)

法律	番号・ 年	裁可日	施行日	適用・留保・ 経過規定
Intellectual Property Laws Amendment (Productivity Commission Response Part 1 and Other Measures) Act 2018	77, 2018	24 Aug 2018	Sch 1 (items 7–42) and Sch 2 (items 43–97, 112, 129–138, 152, 169–179, 201, 202, 209–217, 221– 237, 243–299): <u>awaiting</u> <u>commencement (s 2(1)</u> <u>items 3, 6, 8, 10)</u> Sch 2 (items 164–167, 337–350, 352–354): 25 Aug 2018 (s 2(1) items 7, 11)	<u>Sch 1</u> <u>(item 42),</u> <u>Sch 2</u> <u>(items 112,</u> <u>152, 179, 209,</u> <u>217, 223, 237,</u> <u>299) and Sch</u> <u>2 (item 350)</u>

巻末注 4-修正の履歴

修正された規定	内容
Part 1	
s 3.....	am No 4, 1999; No 148, 2002; No 106, 2006; No 35, 2012; No 8, 2015; No 62, 2015; No 126, 2015; No 4, 2018; No 77, 2018 (<u>Sch 1 items 7-9; Sch 2 items 129, 169, 201, 210, 224, 243-247</u>)
s 4.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 7.....	rep No 106, 2006
s 8.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 9A.....	ad No 115, 2001
s 9B.....	ad No 33, 2016
s 10.....	am No 77, 2018
Part 2	
s 11.....	am No 148, 2002
s 12.....	rs <u>No 77, 2018</u>
s 18.....	rs No 148, 2002 am <u>No 77, 2018</u>
s 19.....	am No 8, 2015; <u>No 77, 2018</u>
s 20.....	am No 131, 2009
s 21.....	am No 170, 1999; No 8, 2015; <u>No 77, 2018</u>
s 22.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 23.....	am No 148, 2002; <u>No 77, 2018</u>
Part 3	
Division 1	
s 24.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 25.....	am No 131, 2009
s 26.....	am No 148, 2002; No 8, 2015 ed C17 am <u>No 77, 2018</u>
s 27.....	am No 4, 1999; No 148, 2002
s 28.....	am No 106, 2006; <u>No 77, 2018</u>
s 29.....	am No 148, 2002; No 77, 2018 (<u>Sch 2 item 253</u>)
s 30.....	am No 148, 2002; <u>No 77, 2018</u>
s 31.....	am No 8, 2015; <u>No 77, 2018</u>

修正された規定	内容
s 32.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 33.....	am <u>No 77, 2018</u>
Division 2	
s 34.....	am No 148, 2002; No 62, 2015; <u>No 77, 2018</u>
s 35.....	am No 170, 1999; <u>No 77, 2018</u>
s 36.....	am No 148, 2002; <u>No 77, 2018</u>
s 37.....	am No 170, 1999; No 148, 2002; <u>No 77, 2018</u>
s 38.....	am <u>No 77, 2018</u>
Division 3	
s 39.....	am No 148, 2002; No 8, 2015; <u>No 77, 2018</u>
Division 4	
s 40.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 41.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 41A.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 41B.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 41C.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 41D.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 41E.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 41F.....	ad <u>No 77, 2018</u>
Part 4	
Division 1	
s 42.....	rep No 77, 2018
s 43.....	am No 170, 1999; No 148, 2002; No 35, 2012; No 77, 2018
s 44.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 45.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 46.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 47.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 48.....	am No 148, 2002; <u>No 77, 2018</u>
s 49.....	am No 148, 2002; No 4, 2018; No 77, 2018 (<u>Sch 2 item 278</u>)
Division 2	
s 50.....	am No 170, 1999; No 148, 2002; No 8, 2015; <u>No 77, 2018</u>
s 51.....	am No 5, 2011; <u>No 77, 2018</u>

修正された規定	内容
s 52.....	am <u>No 77, 2018</u>
Part 5	
s 53.....	am No 4, 1999; No 148, 2002; <u>No 77, 2018</u>
s 54.....	am No 148, 2002; No 8, 2015; <u>No 77, 2018</u>
s 54A.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 55.....	am No 8, 2015; <u>No 77, 2018</u>
s 56.....	am No 8, 2015; <u>No 77, 2018</u>
s 56A.....	ad No 8, 2015 am <u>No 77, 2018</u>
s 57.....	am No 8, 2015
s 57A.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 57B.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 57C.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 57D.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 57E.....	ad <u>No 77, 2018</u>
Part 6	
s 58.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 59.....	am No 146, 1999 rs No 106, 2006 am <u>No 77, 2018</u>
s 60.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 61.....	am Nos 4 and 170, 1999; No 8, 2010; <u>No 77, 2018</u>
s 62.....	am No 4, 1999
s 62A.....	ad <u>No 77, 2018</u>
Part 7.....	rep No 4, 2018
s 63.....	am No 148, 2002 rep No 4, 2018
s 64.....	am No 148, 2002 rep No 4, 2018
s 65.....	am No 148, 2002 rep No 4, 2018
s 66.....	rep No 4, 2018
s 67.....	am No 148, 2002 rep No 4, 2018

修正された規定	内容
Part 8	
s 68.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 69.....	am No 4, 2018; No 77, 2018
s 70.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 71.....	am <u>No 77, 2018</u>
s 72.....	am No 8, 2015
s 72A.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 72B.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 72C.....	ad <u>No 77, 2018</u>
s 73.....	rs No 8, 2015 am <u>No 77, 2018</u>
s 74.....	am No 115, 2001
s 75.....	am No 115, 2001; <u>No 77, 2018</u>
s 76.....	am No 4, 2010; No 5, 2015
s 76A.....	ad No 106, 2006
s 76B.....	ad No 77, 2018
s 77.....	am No 148, 2002; No 77, 2018 (<u>Sch 1 item 39; Sch 2 items 97, 215, 293–297</u>)
s 80.....	am No 170, 1999; <u>No 77, 2018</u>
s 80A.....	ad <u>No 77, 2018</u>
Part 9	
s 85.....	rep No 4, 2018
Schedule.....	am No 148, 2002; No 8, 2010 rep No 35, 2012